

広島港における発達した低気圧に対する船舶対応表

区分	発令基準	対応措置
注意喚起	発達した低気圧の接近が予想され、気象庁から警報や注意報に先立つ注意の喚起がなされたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の気象情報等を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡態勢を確保する。
第1警戒態勢 (準備態勢)	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上強風警報(最大風速34ノット以上48ノット未満)が発表され、現に平均15m/s以上の風が吹いているか、または24時間以内にその状態になると予想される時。	<ol style="list-style-type: none"> 1 フェリー及び旅客船は、運航を中止する必要があることを利用者等に周知する。 2 貨物船及び危険物積載船等は、荷役等を中止し、荒天準備を整え、必要に応じて直ちに運航できるよう措置する。 3 作業船、艇等は、荒天準備を整え、安全な場所へ避難する。 4 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所に避難、係留強化、陸揚げ固縛等の荒天準備を整え、流出防止措置を執る。 5 岸壁上等の木材、資機材等の流出防止措置を執る。 6 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として着岸を見合わせる。
第2警戒態勢 (避難勧告)	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上暴風警報(最大風速48ノット以上)が発表され、現に平均25m/s以上の風が吹いているか、または24時間以内にその状態になると予想される時。	<ol style="list-style-type: none"> 1 フェリー及び旅客船は、運航中止予定を利用者等に周知するとともに安全な海域に避難する。 2 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢を執る。 3 総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船は、速やかに港域外に避難する。 4 総トン数1,000トン未満の船舶は、離岸して安全な場所に避難する。ただし、堪航性の不十分な船舶等は、台風の進路、規模によっては、係留強化等による避難を可とする。 5 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所への避難、係留強化等の流出防止措置を完了する。 6 岸壁上等の木材、資機材等の流出防止措置を完了する。 7 船舶は、避難の妨げとなる航路及び港の出入口付近に停泊してはならない。
解除	瀬戸内海に発表された海上風警報等が解除されたとき、または、広島港及び周辺の風速等を勘案して、まもなく平穏になると予想される場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 係留施設の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 2 吹き返しによる突風、漂流物等に注意して入港する。

注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

2 VHF搭載船は、常時国際VHF16chを常時聴取し、AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。

3 各区分における発令が、土日祝日夜間となる場合は、事前に発表することができる。